



36 協定届の様式変更

2021年4月1日から36協定届の様式が新しくなります。労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となり、36協定の協定当事者に関するチェックボックスが新設されます。

①労働者の過半数労働組合であること又は過半数を代表する者であること
②管理監督者ではなく、選出手続きにおいて36協定の選出を明らかにし、投票、挙手等の民主的な方法で選出され、使用者の意向に基づいて選出されていない、の2つがある

り、協定当事者が、過半数労働組合の場合は①のみのチェック、過半数労働組合がなく過半数の労働者代表者である場合は、①と②の両方のチェックボックスへのチェックが必要になります。

36 協定の様式変更と押印省略

際には新たな新様式にて届出いただくこととなります。



②のアカウント登録事項を入力、の2ステップで届出が可能となります。また、2021年3月末から、電子申請に限り、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

■その他の届出様式について

労働組合がなく過半数の労働者代表者である場合は、①と②の両方のチェックボックスへのチェックが必要になります。

36協定の様式は、時間外労働の上限規制による法改正に伴い、2019年4月（中小企業は2020年4月）に新様式に変更されたばかりですが、協定当事者に関するチェックボックスの項目が増えることになり、届出の

労働基準監督署では、36協定の協定当事者に関するチェックボックスがない様式でお届出のあった場合、チェックボックスの項目を別添として添付していただくようご指導させていただくこととなりますので、ご了承ください。

電子申請をご利用の場合、2021年4月から電子署名・電子証明書は不要になり、①e-Gov

36協定届以外の様式についても、36協定届と同様に、2021年4月から、使用者の押印及び署名が不要となり、協定当事者に関するチェックボックスが新設されます。

協定当事者に関するチェックボックスが新設されるのは、貯蓄金管理に関する協定届、変形労働時間制やフレックスタイム制に関する協定届、事業場外労働や裁量労働時

間制に関する届出などの様式です。

押印省略については、その他の労働基準法や最低賃金法に関する届出様式についても同様に適用されます。就業規則の意見書や寄宿舎規則の同意書についても、労働者の押印又は署名は不要となります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、2021年3月31日以前であっても、使用者や労働者の押印又は署名がなくても提出することができ、新様式により届け出ることできます。厚生労働省のホームページにはパンフレットや関連するQ&Aが掲載されていますので、詳細については本誌別添ほかホームページ等をご確認ください。

※e-Gov（イーガブ）電子申請とは、申請や届出などの行政手続をインターネットを利用して行うようにするものです。

イラスト・木村武司